

# 認知症対応型通所介護施設 楽楽 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人健友会が開設する認知症対応型通所介護施設「楽楽」(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業者で認知症対応型通所介護の提供に当たるもの、(以下「従業者」という。)が、要支援状態又は要介護状態にある認知症高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が有する能力に応じ可能な限りその居宅において日常生活を営むことができること及び家族の負担軽減を図るものとする。

- 2 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認知症対応型通所介護施設 楽楽 (らら)
- (2) 所在地 酒田市中町三丁目2番21号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼任)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上 (常勤)  
利用者及び家族の日常生活上の相談に応じ、適切な生活支援を行う。  
介護職・看護師 3名以上 (常勤・非常勤)  
利用者の日常生活上必要な介護業務を行う。  
機能訓練指導員 1名以上 (常勤・非常勤)  
利用者の個々の状態の応じた機能回復訓練を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
(12月30日から1月3日、5月20日、8月13日を除く。但し、長期間連休となる場合には、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、営業日とすることがある。)

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
(3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時  
但し、延長サービス対応可能。

(認知症対応型通所介護の利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1 日 12 人とする。

(認知症対応型通所介護の内容)

第 7 条 認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ①生活相談（相談援助等）
- ②機能訓練指導（日常動作訓練・口腔機能訓練）
- ③介護サービス
- ④介護方法の相談・援助
- ⑤健康状態の確認
- ⑥送迎
- ⑦食事の提供
- ⑧入浴サービス

(認知症対応型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第 8 条 認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の額は介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- ①食材料費（おやつ含む） 750 円
- ②教養娯楽費 実費相当

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の業務の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、酒田市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者は、認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ①サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- ②設備の利用にあたっては、物品の取扱いに注意し、また共用する設備においては平等に使用することとする

(緊急時における対応方法)

第 11 条 サービス提供の実施中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、利用者の家族等に連絡を行うとともに管理者に報告する。また、必要に応じて主治医、市町村への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

#### (非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

1. 消火、通報及び避難の訓練（年 2 回）
2. 消防設備、施設等の点検及び設備
3. 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督

#### (秘密保持及び個人情報保護)

第 13 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその他の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### (苦情処理)

第 14 条 管理者は、提供した認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員をおき、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### (事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

#### (虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施  
(2) その他虐待防止のために必要な委員会の開催、指針の整備等の措置  
2 事業所は、サービス提供中に養介護施設従事者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

#### (記録の保存期限)

第 17 条 サービス提供に関する記録の保存期間はサービス提供の完結日から 5 年とする。

#### (その他運営に関する事項)

第 18 条 担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人健友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規定は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

改訂	平成 22 年 11 月 1 日
改訂	平成 24 年 7 月 25 日
改訂	平成 26 年 4 月 1 日
改訂	平成 27 年 8 月 1 日
改訂	平成 28 年 5 月 1 日
改訂	平成 28 年 10 月 10 日
改訂	平成 30 年 8 月 1 日
改訂	令和 1 年 12 月 1 日
改訂	令和 3 年 4 月 1 日
改定	令和 5 年 4 月 1 日
改訂	令和 7 年 2 月 1 日
改訂	令和 7 年 4 月 1 日